

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案要綱

第一 火災共済協同組合の類型の廃止

火災共済協同組合の類型を廃止すること。

(第三条、第九条の七の二等関係)

第二 事業協同組合が行う火災共済事業

1 火災共済事業に係る認可

- ① 事業協同組合であってその組合員（2の資格を有する者に該当する者に限る。）の総数が政令で定める基準を超えること、出資の総額が千万円以上であることその他の要件を備えるものについては、行政庁の認可を受けて、火災共済事業（火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の主務省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのもののいずれかにより財産に生ずることのある損害を埋めるための共済事業をいう。以下同じ。）であって、共済契約に係る共済金額の総額が共済契約者一人につき主務省令で定める金額を超えるものを行うことができるものとする。
- ② ①の事業協同組合は、①の認可を受けようとするときは、定款、事業計画、火災共済規程（火災共

済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して主務省令で定める事項を記載した書面をいう。）、常務に従事する役員の氏名を記載した書面その他主務省令で定める書面を行政庁に提出しなければならないものとする。

- ③ ①の認可に係る要件について、現行の火災共済協同組合の設立の認可に係るものと同様の規定を設けること。
- ④ ①に違反して、①の認可を受けずに火災共済事業を行った場合について、必要な罰則を設けること。

(第九条の七の二及び第百十四条の六第一項関係)

2 火災等共済組合の組合員の資格

1 ①の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合（以下「火災等共済組合」という。）の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う全ての小規模の事業者又は事業協同小組合（その地区が全国にわたる火災等共済組合にあっては、これらの事業者又は事業協同小組合のうち、その定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とす

ること。

(第八条第二項関係)

3 火災等共済組合の地区

- ① 火災等共済組合の地区は、2の小規模の事業者又は事業協同小組合を組合員の資格とするものにあつては一又は二以上の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者又は事業協同小組合を組合員の資格とするものにあつては全国とすること。
- ② 都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区は、他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであつてはならないものとする。

(第二十六条第一項及び第二十六条の二第一項関係)

4 火災等共済組合に対する規制

1から3までのほか、火災等共済組合に対する規制については、おおむね現行の火災共済協同組合に対する規制と同様の規制を設けること。

(第二十五条、第五十七条の四等関係)

第三 協同組合連合会が行う火災共済事業

1 火災共済事業に係る認可

① 協同組合連合会（第九条の九第一項第一号〔預金等の受入れ〕又は第三号〔火災共済事業の再共済〕の事業を行うものを除く。2において同じ。）であってその会員たる組合の組合員（当該協同組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う第二の2の小規模の事業者又は事業協同小組合に該当するものに限る。）の総数が政令で定める基準を超えること、出資の総額が千万円以上であることその他の要件を備えるものについては、行政庁の認可を受けて、火災共済事業であって、共済契約に係る共済金額の総額が共済契約者一人につき主務省令で定める金額を超えるものを行うことができるものとする。

② ①の認可については、第二の1②から④までと同様のものとする。

（第九条の九第五項において準用する第九条の七の二及び第百十四条の六第一項関係）

2 火災等共済組合連合会の会員の資格

1 ①の認可を受けて火災共済事業を行う協同組合連合会（以下「火災等共済組合連合会」という。）の会員たる資格を有する者は、協同組合連合会の会員たる資格を有する者のうち、当該火災等共済組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う第二の2の小規模の事業者又は事業協同小組合をそ

の組合員たる資格を有する者としてその定款に定める組合とすること。 (第八条第六項関係)

3 火災等共済組合連合会の地区

火災等共済組合連合会の地区は、全国とすること。 (第二十六条第二項関係)

4 火災等共済組合連合会に対する規制

1 から 3 までのほか、火災等共済組合連合会に対する規制については、火災等共済組合に対する規制と同様の規制を設けること。 (第九条の九第五項、第二十五条、第五十七条の四等関係)

第四 火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会に係る改正

1 行うことができる事業の範囲

火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会が行うことができる事業の範囲について、現行において行うことができる事業〔火災共済事業の再共済、火災共済事業の共同元受等〕に加え、火災共済事業を除く共済事業及び保険募集等の事業を行うことができるものとする。 (第九条の九第三項関係)

2 組織

火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会は、火災等共済組合又は火災等共済組合連合会をもって

組織し全国を通じて一個とすること。

(第二十六条の二第二項関係)

第五 火災共済に関する事業を行う組合の所管行政庁に係る改正

火災共済に関する事業を行う組合の所管行政庁について、火災等共済組合であってその地区が都道府県の区域を超えないものは都道府県知事、その他の火災等共済組合、火災等共済組合連合会及び火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会はそれぞれの組合の組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とすること。

(第百十一条関係)

第六 その他

1 施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。

(改正法附則第一条関係)

2 経過措置

- ① この法律による改正前の中小企業等協同組合法（以下「旧法」という。）の規定による火災共済協同組合であってこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日以後は、この法律による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新法」という。）第九条の九第三項に規定する火災等共済組

合として存続するものとする。

(改正法附則第二条第一項関係)

- ② 旧法第九条の九第一項第三号〔火災共済事業の再共済〕の事業を行う協同組合連合会であってこの法律の施行の際現に存するものは、新法第九条の九第一項第三号〔火災共済事業の再共済〕の事業を行う協同組合連合会とみなすこと。

(改正法附則第三条関係)

- ③ ①及び②のほか、所要の経過措置を設けること。

(改正法附則第二条第二項及び第四条から第二十四条まで関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。